平成２２年（フ）第２３００号
横浜市保土ケ谷区上菅田町735番地の２
カーサＳ壱番館
債務者　齋藤　次雄
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３０１号
横浜市保土ケ谷区上菅田町858番地４
債務者　橋本ハンク
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３４５号
横浜市磯子区杉田３丁目25番１―305号
債務者　和田　　勉
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３５８号
横浜市中区松影町３丁目11番地８　松影本館215号室
債務者　桐村　克英
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３８２号
横浜市旭区左近山157番地２　左近山団地３街区23棟205号
債務者　細淵　三郎
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３８５号
横浜市磯子区森４丁目15番27号
債務者　若森　寛喜
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４１号
栃木県栃木市平柳町２丁目16番25号　レジデンス光洋102
債務者　佐藤友紀子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２０８３号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート２棟403号
債務者　菅原千春こと　志村　千春
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２１６号
横浜市青葉区すすき野２丁目４番地　４―103号室
債務者　小林　恒雄
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２１７号
横浜市青葉区すすき野２丁目４番地　４―103号室
債務者　小林　麻紀
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３５５号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目27番９号　池田荘201
債務者　宮澤　信幸
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３７号
岡山市北区南中央町５番12号　ライオンズマンション南中央203号
債務者　小澤　純子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３８号
岡山市北区芳賀　県営住宅13―303
債務者　竹下　和子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９３号
岡山市東区西大寺中野526番地２
債務者　中嶋　仁美
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０３号
岡山県玉野市八浜町八浜1462番地22
債務者　樋渡久美子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４０号
岡山市北区南方５丁目７番15―１号
債務者　林　　素久
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部